

日本選択理論心理学会 資格認定制度

日本選択理論心理学会では、以下の3つの資格を認定している。

- i. 「現実療法認定カウンセラー」
- ii. 「選択理論心理士」(Choice Theory Certified :CTC)
- iii. 「准選択理論心理士」(「選択理論心理士補」からの名称変更)

資格審査・認定に関しては、資格審査委員会が行う。

I. 資格の定義

i. 現実療法認定カウンセラー

現実療法認定カウンセラーは、日本選択理論心理学会が認定する民間資格である。現実療法認定カウンセラーは、認定 NPO 法人日本リアリティセラピー協会が開催する集中上級講座を修了し、現実療法認定カウンセラー審査に合格した者に与えられる名称である。

現実療法認定カウンセラーの基準としては、次の要件が求められる。

- ・ 選択理論を正しく理解していること。
- ・ 家庭、職場、公共の場などの実生活において、日常的に選択理論を実践していること。
- ・ カウンセリング・マネジメント・コンサルテーション等の領域で選択理論に則った実践的な技能を有していること。
- ・ カウンセラーとして個人開業ができるレベルであること。
- ・ 知識と技能の向上に励み、研鑽を怠らないこと。

この資格は、カウンセリングの仕事や職を保障するものではないが、本学会が認定したものとして、履歴書や名刺に表記することができる。

ii. 選択理論心理士 (Choice Theory Certified :CTC)

選択理論心理士は、日本選択理論心理学会が認定する民間資格である。選択理論心理士は、認定 NPO 法人日本リアリティセラピー協会が主催する集中上級講座を修了し、選択理論心理士審査に合格した者に与えられる名称である。

選択理論心理士の基準としては、次の要件が求められる。

- ・ 選択理論を正しく理解していること。
- ・ 家庭、職場、公共の場などの実生活において、日常的に選択理論の体現に努めていること。
- ・ 日常生活において周囲の人々と仲の良い良好な人間関係を築いていること。

選択理論心理士の重要な役割は、選択理論心理学の啓発活動であり、パブリックヘルスマodel(公衆衛生モデル)のメンタルヘルスに尽力することが求められている。

この資格は、現実療法のカウンセリング技術やカウンセリングの職を保障するものではないが、本学会が認定したものとして、履歴書や名刺に表記することができる。

iii. 准選択理論心理士

准選択理論心理士は、日本選択理論心理学会が認定する民間資格である。准選択理論心理士は、認定 NPO 法人日本リアリティセラピー協会が主催する集中上級講座を修了し、准選択理論心理士審査に合格した者に与えられる名称である。准選択理論心理士の位置づけは、選択理論心理士に準じたものになる。

この資格は、現実療法のカウンセリング技術やカウンセリングの職を保障するものではないが、本学会が認定したものとして、履歴書や名刺に表記することができる。

II. 資格審査について

「現実療法認定カウンセラー」「選択理論心理士」「准選択理論心理士」の3資格は、以下の規定に沿って審査を行う。なお、3資格についての必要技能・条件は以下の表の通りとするので、申請の際の参考にされたい。「なお、「選択理論心理士」と「准選択理論心理士」および「現実療法認定カウンセラー」の審査申請は、1年度に1資格とする。

	日本選択理論心理学会 認定資格			米国WGI認定資格		
	准心理	心理士	認定力	PS	BWI	AWI
集中上級講座修了	必	必	必	必	必	必
学会員資格	必	必	必	-	-	-
協会員資格	-	-	-	必	必	必
ファカルティとのコンサルタント契約／推薦	-	必	必	必	必	必
選択理論の正確な知識	○	◎	☆	☆	☆	HQ
カウンセラーとしての資質・見識・人柄	◎	◎	☆	☆	☆	☆
選択理論を教える技術	△	○	◎	◎	☆	HQ
講座／研修の運営・グループのリードの技術	△	○	○	☆	HQ	HQ
ロールプレイの技術	○	◎	HQ	☆	HQ	HQ
カウンセリングの技術	△	○	HQ	☆	HQ	HQ
選択理論の日常生活での適用	○	◎	◎	◎	◎	☆

必	必須
-	必須ではない
HQ	非常に質の高いものを求められる
☆	かなり質の高いものを求められる
◎	質の高いものを求められる
○	ある程度の質を求められる
△	主な審査対象ではない

i. 現実療法認定カウンセラーの資格審査

(1) 申請期間: 毎年3月1日～4月30日(郵送のみ・当日消印有効)

(2) 申請要件

i. 「現実療法認定カウンセラー」の資格審査を受験する者は、以下の4つの条件を満たしていかなくてはならない。

- 1) 本学会の正会員として継続3年間以上在籍していること。
- 2) 認定NPO 法人日本リアリティセラピー協会主催 集中上級講座を修了していること。
- 3) コンサルタント契約を結び、自己に関する事例、他者との関わりに関する事例、仕事に関する事例の3領域のカウンセリング事例についてコンサルテーションを受けること。
- 4) コンサルタントから推薦を得ていること。

- ・ コンサルタントとの契約については、学会ホームページの学会員専用ページに「現実療法認定カウンセラー資格申請に関するコンサルティング契約書」があるので、これを利用してコンサルタント契約すること。ただし、この契約書の契約内容は、最低限遵守してもらいたい契約内容で、それ以外に必要が生じた場合の契約内容については、コンサルタントとコンサルティ双方が話し合い、内容を追加しても良い。契約書については資格を取得するか、契約期間が終了するまで双方所持すること。
- ・ 本契約の有効期限は、原則、本契約の締結の日より1年間とするが、契約満了時に、契約を更新することができる。その際、新しい契約書で契約を延長すること。なお、契約満了前であっても、甲、乙、双方ともに、申し出の上、契約を破棄することができる。
- ・ コンサルタントは、認定NPO 法人日本リアリティセラピー協会が認定しており、かつ、現実療法認定カウンセラーの資格を有しているシニアインストラクターもしくは基礎インストラクターの資格を有している者を指す。
- ・ コンサルティングは1回50分間で有料(¥5,000)(Ⅲ-(4)参照)。料金はコンサルタントにその都度支払うこと。

(3) 申請書類

「現実療法認定カウンセラー」審査に関する提出書類は以下の2点を用意し、学会事務局まで郵送すること。

- 1) 申請書 (コンサルタントの推薦のサインが必要)
- 2) 申請にあたってのレポート

レポートの内容については、以下の内容をA4用紙に簡潔に記すこと(2000～3000字程度)。

- ① 選択理論に関する生活実践記録(選択理論をどのようなことに活用しているか)
- ② 選択理論の習熟度に関する自己評価(ポートフォリオ等)
- ③ 資格を取ったらどんなことに活用したいか(今後のビジョンなど)

(4)審査方法

「現実療法認定カウンセラー」は、面接審査によって行い、以下の内容を審査する。

- 1)知識 - 選択理論の正しい理解と教える能力
- 2)現実療法の技法・ロールプレイ審査
- 3)カウンセラーとしての資質、見識、人柄などを総合的に審査

(5)審査日程／審査会場

申請後、資格審査委員会より連絡をする。

(6)審査料・登録料

- 1)審査料: 30,000 円(審査日までに指定の口座に振り込むこと)
- 2)資格登録料:10,000 円(資格認定審査に合格してから振り込むこと)
- 3)審査料・資格登録料の振込先
銀行名「ゆうちょ銀行」名義「日本選択理論心理学会」口座番号「00140-1-569110」
(通信欄に「現実療法認定カウンセラー審査料または登録料」と記載のこと)
ゆうちょ銀行の口座に他銀行からお振り込みする場合
ゆうちょ銀行 〇一九(ゼロイチキュウ)支店 当座預金「0569110」「日本選択理論心理学会」

4)払い戻しについて

一度振り込んだ後の審査料と登録料の払い戻しは基本的に認めない。ただし、学会側の不備、もしくは、やむをえない事由があった場合に限り、払い戻しを行う場合もある。

(7)申請書の提出先

〒254-0045 神奈川県平塚市見附町 14-10 日本選択理論心理学会 事務局 宛

(8)申請書の請求先

- 1)〒254-0045 神奈川県平塚市見附町 14-10 日本選択理論心理学会 事務局
- 2)学会ホームページ会員専用ページよりダウンロード URL <http://www.choicetheorist.com/>

ii. 選択理論心理士、准選択理論心理士の資格審査

(1)申請期間:毎年3月1日～4月30日(郵送のみ・当日消印有効)

(2)申請要件

i. 「選択理論心理士」の資格審査を受験する者は、以下の5つの条件を満たしていなくてはならない。

- 1)本学会の正会員として継続2年間以上在籍していること(申請時ではなく、面接審査日の時点で継続2年以上の在籍でも可とする)。
- 2)認定NPO法人日本リアリティセラピー協会主催 集中上級講座を修了していること。
- 3)資格更新ポイント(Ⅲ-(3)参照)のI群から過去通算5P以上を獲得していること。ただし、准選択理論心理士の資格を有する者は、准選択理論心理士の資格取得後から、選択理論心理士の申請を行うまでの間に、資格更新ポイント(Ⅲ-(3)参照)のI群から3P以上を獲得していること。
- 4)コンサルタントと契約を結んでいること。

5)知識や技術、選択理論の実践等について総合的に学習し、コンサルタントから推薦を得ていること。

- ・コンサルタントとの契約については、学会ホームページの学会員専用ページに「選択理論心理士資格申請に関するコンサルティング契約書」があるので、これを利用してコンサルタント契約すること。ただし、この契約書の契約内容は、最低限遵守してもらいたい契約内容で、それ以外に必要な場合の契約内容については、コンサルタントとコンサルティ双方が話し合い、内容を追加しても良い。契約書については資格を取得するか、契約期間が終了するまで双方所持すること。
- ・本契約の有効期限は、原則、本契約の締結の日より1年間とするが、契約満了時に、契約を更新することができる。その際、新しい契約書で契約を延長すること。なお、契約満了前であっても、甲、乙、双方ともに、申し出の上、契約を破棄することができる。
- ・コンサルタントは、認定NPO法人日本リアリティセラピー協会が認定しているシニアインストラクター、基礎インストラクター、プラクティカムスーパーバイザーのうち選択理論心理士の資格を有している者を指す。
- ・コンサルティングは1回50分間で有料(¥5,000)(Ⅲ-(4)参照)。料金はコンサルタントにその都度支払うこと。

ii. 「准選択理論心理士」の資格審査を受験する者は、以下の3つの条件を満たしていなくてはならない。

- 1)本学会の正会員として継続1年間以上在籍していること。
- 2)認定NPO法人日本リアリティセラピー協会主催 集中 上級講座を修了していること。
- 3)資格更新ポイント(Ⅲ-(3)参照)のI群から過去通算3P以上を獲得していること。

(3)申請書類

「選択理論心理士」「准選択理論心理士」審査に関する提出書類は以下の2点を用意し、学会事務局まで郵送すること。

- 1)申請書(「資格更新ポイント」を証明できるものを添付すること)
- 2)申請にあたってのレポート
レポートの内容については、以下の内容をA4用紙に簡潔に記すこと(1500~2000字程度)。
 - ①選択理論に関する生活実践記録(選択理論をどのようなことに活用しているか等)
 - ②選択理論の習熟度に関する自己評価(知識・技術・日常の取り組みに関すること等)
 - ③資格をどのようなことに活用したいのか(今後のビジョン等)

(4)審査方法

「選択理論心理士」は書類審査と面接審査、「准選択理論心理士」は書類審査を行う。

1)書類審査

書類審査は、提出された書類を資格審査委員会が審査する。書類に不備がある場合は、申請期間内の場合に限り、申請者に返送され再度提出することができる。

2)面接審査

「選択理論心理士」の面接審査は、以下の内容を審査する。

- ①提出書類に関する質疑応答
- ②20分程度のロールプレイ

③選択理論心理学の理解度を見るための質疑応答

(面接審査では、選択理論心理学に関する基礎知識が身についているか否かを審査するため、いくつか質疑応答を行う。質問内容は、認定 NPO 法人日本リアリティセラピー協会主催集中講座で学んだ内容や、W.Glasser の著書から基礎的な問題を質問する。また、認定 NPO 法人日本リアリティセラピー協会や日本選択理論心理学会の組織に関する内容も出題することがある)

(5)審査実施期間

1)申請期間

毎年3月1日～4月30日

(選択理論心理士・准選択理論心理士共通)

(郵送のみ・当日消印有効・締切りを過ぎてからの願書は一切受け付けない)

2)審査日程

・書類審査:5月初旬～6月上旬

・面接審査:

面接審査の日程は、毎年、ニューズレター春号に掲載する。また、書類審査後、資格審査委員会より連絡をする。

3)合否通知日程

・准選択理論心理士:毎年7月下旬～8月下旬(予定)

・選択理論心理士:毎年10月下旬～11月下旬(予定)

(6)面接審査会場

面接審査会場は、書類審査後、資格審査委員会より連絡をする。

(7)審査料・登録料

1)審査料

審査料は以下の通りとし、必ず申請期間内に指定の口座に振り込むこと。ただし、選択理論心理士の面接審査料については、書類審査合格後に振り込むこと。

書類審査料:選択理論心理士・・・13,000円

書類審査料:准選択理論心理士・・・5,000円

面接審査料:20,000円(選択理論心理士のみ)

2)資格登録料(全資格共通):10,000円(資格認定審査に合格してから振り込むこと)

3)審査料・資格登録料の振込先

銀行名「ゆうちょ銀行」

名義「日本選択理論心理学会」

口座番号「00140-1-569110」

(通信欄に「(資格名)の審査料または登録料」と記載のこと)

ゆうちょ銀行の口座に他銀行からお振り込みする場合

ゆうちょ銀行 〇一九(ゼロイチキョウ)支店 当座預金「0569110」「日本選択理論心理学会」

4)払い戻しについて

一度振り込んだ後の審査料と登録料の払い戻しは基本的に認めない。ただし、学会側の不備、もしくは、やむをえない事由があった場合に限り、払い戻しを行う場合もある。

(8)申請書の提出先

〒254-0045 神奈川県平塚市見附町 14-10 日本選択理論心理学会 事務局 宛

(9)申請書の請求先

- 1)〒254-0045 神奈川県平塚市見附町 14-10 日本選択理論心理学会 事務局
- 2)学会ホームページ会員専用ページよりダウンロード URL <http://www.jactp.org/>

Ⅲ.資格更新について

(1) 更新手続き資料の送付について

全資格(准選択理論心理士、選択理論心理士、現実療法認定カウンセラー)共通で、毎年 7 月上旬～8 月上旬の間に、その年の 12 月 31 日に更新期限が設定されている資格保有者に対し、学会事務局より資格更新案内(「資格更新申請書」及び「振込用紙」)を送付する。

(2)資格更新条件

資格更新には以下の条件が必要である。条件を満たしていない場合は、資格が失効する。

- 1)資格保有期日までに、規定の資格更新ポイントを取得していること。
- 2)資格保有期日までに、資格更新の費用を振り込んでいること(Ⅲ-(5)参照)。
- 3)資格保有期日までに、「資格更新申請書」を学会事務局まで提出していること。

(3) 資格更新ポイントについて

本学会が認定する「現実療法認定カウンセラー」「選択理論心理士」「准選択理論心理士」の資格更新を希望する場合には、資格期限の前日までに、次に示すⅠ群、Ⅱ群からそれぞれの資格に応じて、規定のポイントを取得しなければならない。

規定の資格更新ポイント

資格名/群	Ⅰ群	Ⅱ群
現実療法認定カウンセラー	15P	4P
選択理論心理士	12P	4P
准選択理論心理士	12P	0P

■ 『Ⅰ群』に適用できるもの

NO	内容・区分(Ⅰ群)	ポイント
①	日本選択理論心理学会主催の研修会・研究会への参加 半日(2時間以上)	0.5P
②	日本選択理論心理学会主催の研修会・研究会への参加 全日(5時間以上)	1P
③	日本選択理論心理学会主催の研修会・研究会への参加 複数日に渡るもの	2P
④	有資格者研修会(選択理論心理士研修会等)への参加 半日(2時間以上) 削除	0.5P
⑤	有資格者研修会(選択理論心理士研修会等)への参加 全日(5時間以上) 削除	1P
④	日本選択理論心理学会 総会への参加(0.5P/1回・取得上限なし)	0.5P
⑤	WGI が主催する海外の支部研修会・研究会への参加 半日(2時間以上)	0.5P
⑥	WGI が主催する海外の支部研修会・研究会への参加 全日(5時間以上)	1P
⑦	NPO 日本リアリティセラピー協会主催の研修会への参加 半日(2時間以上)	0.5P
⑧	NPO 日本リアリティセラピー協会主催の研修会への参加 全日(5時間以上)	1P
⑨	NPO 日本リアリティセラピー協会主催 ファカルティミーティングへの参加 半日(2時間以上)	0.5P
⑩	NPO 日本リアリティセラピー協会主催 ファカルティミーティングへの参加 全日(5時間以上)	1P

⑪	全国支部研究会への参加(0.5P/1回・⑫と合わせて取得上限が最高10Pまで)	0.5P
⑫	全国支部研究会ではない日本選択理論心理学会が認めた研修会・研究会等への参加(0.5P/1回・⑪と合わせて取得上限が最高10Pまで)	0.5P

■『Ⅱ群』に適用できるもの

NO	内容・区分(Ⅱ群)	ポイント
⑬	ニュースレターへの記事投稿・掲載 半ページ程度に渡るもの	0.5P
⑭	ニュースレターへの記事投稿・掲載 1ページ以上に渡るもの	1P
⑮	学会誌『選択理論心理学研究』への論文掲載 筆頭執筆/監修	4P
⑯	学会誌『選択理論心理学研究』への論文掲載 連名執筆	2P
⑰	選択理論心理学関係の書籍の執筆 単著/監修	4P
⑱	選択理論心理学関係の書籍の執筆 共著	2P
⑲	選択理論心理学関係の書籍の翻訳 単独翻訳/監修	4P
⑳	選択理論心理学関係の書籍の翻訳 共同翻訳/分担翻訳	2P
㉑	選択理論心理学関係の論文の翻訳 単独翻訳/監修	4P
㉒	選択理論心理学関係の論文の翻訳 共同翻訳/分担翻訳	2P
㉓	年次大会での基調講演	2P
㉔	年次大会での全体ロールプレイ研修のリード・デモンストレーション担当	2P
㉕	年次大会での1コマの分科会・企画フォーラム等発表	1P
㉖	年次大会での口頭発表/ポスター発表/㉕未満の分科会発表	0.5P
㉗	全国支部研究会での選択理論心理学に関するプレゼンテーションやレクチャー(0.5P/1回・取得上限が最高3Pまで)	0.5P
㉘	全国支部研究会のリード(0.5P/1回・取得上限が最高3Pまで)	0.5P
㉙	日本選択理論心理学会の研修会・研究会の企画・運営・リードの担当	2P
㉚	認定NPO日本アリアテラピー協会主催 ワンデーセミナーの講師(1P/1回・取得上限が最高1Pまで)	1P
㉛	認定NPO日本アリアテラピー協会主催 基礎プラクティカム・上級プラクティカムの講師(2P/1回・取得上限が最高2Pまで)	2P
㉜	認定NPO日本アリアテラピー協会主催 集中基礎講座・集中中級講座・集中上級講座の講師(3P/1回・取得上限が最高3Pまで)	3P
㉝	認定NPO法人日本アリアテラピー協会主催 集中基礎講座・集中中級講座の主催(2P/1回・取得上限が最高2Pまで)	2P

■『Ⅰ群』と『Ⅱ群』のどちらにも適用できるもの

NO	内容・区分(Ⅰ群とⅡ群のどちらにも適用可)	ポイント
㉞	有資格者研修会(選択理論心理士研修会等)への参加 半日(2時間以上)	0.5P
㉟	有資格者研修会(選択理論心理士研修会等)への参加 全日(5時間以上)	1P
㊱	日本選択理論心理学会 年次大会への参加(2P/1回・取得上限なし)	2P
㊲	ウィリアムグラッサー国際協会(WGI)主催 国際コンベンションへの参加(3P/1回・取得上限なし)	3P
㊳	大会委員会メンバーとしての通年活動(3P/1回・取得上限なし)	3P
㊴	選択理論心理学普及のための活動・社会的貢献活動の実践報告(2P/1回・Ⅰ群に適用する場合、取得上限は最高4Pまで。Ⅱ群に適用する場合、取得上限は最高4Pまで。合計8Pまでポイントとして適用可能)	2P

1) 資格更新ポイントの証明について

- ・『参加証明書』が発行された研修会・研究会・年次大会等については、当日配布する『参加証明書』のコピーを以って、参加証明を行うこととする。
 - ・『参加証明書』が発行されないものについては、その参加が分かるもの、証明できるもののコピーを以って参加証明を行うこととする。例えば、大会プログラムの記載内容のコピー、論文や書籍のコピー、翻訳した論文や書籍が分かる部分のコピー、研修会参加資料等のコピー、ニューズレターの当該ページのコピー、当日の参加が明らかに分かる写真等のコピー等を添付することで証明すること。なお、『参加証明書』が発行された研修会・研究会・年次大会等については、これらのコピーを添付する方法よりも、『参加証明書』での証明を優先することとする。研修証明書の再発行は(学会事務局の不備がない場合)、有料(1枚 500円)とする。
 - ・『全国支部研究会』のポイント証明については、支部長、支部長代理、リードしている者が参加者情報(参加日時、参加者氏名)を適宜記録保管し、申請者から打診があった場合、申請書等の『全国支部研究会』の欄にサインすることを以って証明とする。なお、サイン以外でも、支部長、支部長代理、リードしている者が作成した『以下の者、過去5年間に、〇〇支部研究会に〇回参加したことを証明する。20XX年〇月〇日 〇〇支部研究会支部長 選択太郎』等の日付と支部長名が記載されているメール文書のコピーを添付すれば、それで証明しても良い。必須ではないが、文書中に全国支部研究会に参加した日時が明記してあることが望ましい。なお、支部長、支部長代理、リードしている者の逝去・及び支部廃止になった支部のポイント証明については、サインをもらうことができないので、サインが受領できない期間については、申請者の「自己申告」による証明とし、出席した支部研究会の日時を記載した書面を提出すること。サイン欄は空欄でよいこととする。
- 2) ㊸「年次大会での口頭発表／ポスター発表／㊹未満の分科会発表」のポスター発表については、ポスター発表者が同内容で分科会発表を行う場合は、㊹「年次大会での1コマの分科会・企画フォーラム等発表」のみ付与されるものとする。また、㊹「年次大会での1コマの分科会・企画フォーラム等発表」の1コマの時間は、概ね1時間前後の発表とする。また、㊸「年次大会での口頭発表／ポスター発表／㊹未満の分科会発表」については、おおよそ20分前後の発表とする。
- 3) ㊺「全国支部研究会での選択理論心理学に関するプレゼンテーションやレクチャー(0.5P/1回・取得上限が最高3Pまで)」については、支部長、支部長代理、リードしている者より、「発表済み」のサインを貰うこと。なお、サイン以外でも、支部長、支部長代理、リードしている者が作成した『以下の者、20XX年〇月〇日の〇〇支部研究会において、〇〇についてのプレゼンテーションやレクチャーを発表したことを証明する。20XX年〇月〇日 〇〇支部研究会支部長 選択太郎』等の日付と支部長名が記載されているメール文書のコピーを添付すれば、それで証明しても良い。
- 4) ㊻「全国支部研究会のリード(0.5P/1回・取得上限が最高3Pまで)」は、支部長、支部長代理より、「リード済み」のサインを貰うこと。なお、サイン以外でも、支部長、支部長代理が作成した『以下の者、20XX年〇月〇日の〇〇支部研究会において、支部研究会のリードを行ったことを証明する。20XX年〇月〇日 〇〇支部研究会支部長 選択太郎』等の日付と支部長名が記載されているメール文書のコピーを添付すれば、それで証明しても良い。また、リードする者は、㊼「全国支部研究会への参加(0.5P/1回・取得上限が最高10Pまで)」のポイントも別々に認められる。
- 5) ㊽「認定NPO日本リハビリテーション協会主催 ワンデーセミナーの講師(1P/1回・取得上限が最高

1Pまで)については、講師が2人の場合、1人につき0.5Pを付与することとする。講師が3人以上の場合は、講師「2人にのみ」Ⅱ群-0.5Pを付与する。どの2名の講師がポイントを取得するかについては、講師間の話し合いで決定することとする。

- 6) ③4～③9の区分については、Ⅰ群とⅡ群のどちらにも適用できる区分であるが、重複して利用することができないこととする。ひとつの取り組みが、Ⅰ群かⅡ群のどちらのポイントとして申請するのか、明記すること。例えば、第28回(2019)大会の大会委員と、第29回(2020)大会の大会委員を担当した場合、第28回(2019)大会の方を『Ⅰ群-3P』として申請し、第29回(2020)大会の方を『Ⅱ群-3P』として申請することができる。
- 7) ③9大会委員会メンバーとしての通年活動(3P/1回・取得上限なし)について、ポイントとなるのは、通年を通して大会委員会として、最後まで当該活動に従事した場合を指し、年度途中で委員辞退等をした場合は、適応されないこととする。また、当日のボランティアスタッフ等には、適応されないこととする。
- 8) ③9「選択理論心理学普及のための活動・社会的貢献活動の実践報告(2P/1回・Ⅰ群に適用する場合、取得上限は最高4Pまで。Ⅱ群に適用する場合、取得上限は最高4Pまで。合計8Pまでポイントとして適用可能)」については、以下の内容をレポートに纏めて、ファカルティにコンサルティング(有料)を受けて提出した場合に限り、Ⅰ群もしくはⅡ群のポイントとして認めることとする。具体的には、「選択理論心理学普及のための講演活動」「選択理論心理学普及のための継続的な支援活動」「組織や団体、コミュニティ、グループに対する選択理論心理学普及のための諸活動」等を指し、その内容が選択理論心理学普及のための活動・社会的貢献活動に該当するかどうかを検討の上、ファカルティにコンサルティングの依頼をすること。レポートの記載内容としては、以下の内容を盛り込むこと。※は必須事項。

【申請者名】※必須

【レポート作成日時】※必須

【タイトル・講演等の名称】

【活動の期間】※必須

【活動の対象】※必須

【対象の人数】※必須

【どのような点が選択理論心理学の普及啓発や社会貢献活動に該当するか】※必須

【活動が分かる資料のコピーやホームページ等のコピー】

以上を2000字以上(A4用紙2～5枚程度)で纏めること。その上で、コンサルティング(有料)を受け、レポート内容が選択理論心理学の普及啓発や社会貢献活動に該当するか確認して貰った上で、コンサルタントより『以下の者、20XX年〇月〇日の選択理論心理学の普及啓発や社会貢献活動において、レポートの内容通りの活動を行ったことを証明する。20XX年〇月〇日 WGI 選択太郎』等の日付とファカルティ名が記載されている実践報告書の文末にコンサルタントがフィードバックを記入し、それを提出すれば、ポイントを付与することとする。

- 9) 資格保有期日までに、規定のポイントを取得していない場合、原則として更新は認められないが、資格更新の意志がある場合、更新時期猶予制度が利用できる(Ⅲ-(9)参照)。更新時期猶予制度を利用する場合、学会事務局までその旨を連絡すること。

- 10)「現実療法認定カウンセラー」「選択理論心理士」「准選択理論心理士」の更新に適用される「研修と更新ポイント」は共通である。また、複数の資格を有している場合、ポイントはすべての資格更新に同一に有効である。例えば、「現実療法認定カウンセラー」と「選択理論心理士」の2資格を保有し、更新する際の必要ポイントは、I群-15P、II群-4Pで2資格とも更新可能で、ポイントが2倍必要ということはない。

(4)コンサルテーション料金と規定について

日本選択理論心理学会の資格取得等に関するコンサルテーションの際には、以下のコンサルテーション料金を適用することとする。

コンサルテーションの種類	コンサルテーション料金
① 1対1のコンサルテーションの場合	50分 5,000円 (延長する場合は、10分につき+1,000円)
② 複数人でのコンサルテーションの場合	50分 5,000円を基本として、 「時間数に対する総額」を、 「参加人数」で割ることとする。 (延長する場合は、10分につき+1,000円)
③資格申請の際の提出物承認のためのコンサルテーション	1件 5,000円

※コンサルティングを受ける際には、既定の『コンサルティング契約書』を用いてコンサルタントと契約を交わした上で行うこと。なお、『選択理論心理士資格申請に関するコンサルティング契約書』『現実療法認定カウンセラー資格申請に関するコンサルティング契約書』は、日本選択理論心理学会ホームページ(学会員専用ページ)よりダウンロード可能。

※「面談によるコンサルテーション」「電話やテレビ電話などによるコンサルテーション」など、コンサルテーションの形式に関わらず、コンサルテーション料金は上記の金額とする。

※別途、「交通費」「(コンサルテーションを行うための)会場費」「電話代」など経費が掛かる場合は、基本的にコンサルティ側側の負担とする。ただし、「テレビ電話などによるコンサルテーション」の場合の「電気代」「通信費」「(通信機器等の)設備費」などについては、基本的に双方が負担・準備することとする。

※コンサルテーション中に休憩を儲ける場合については、休憩時間をコンサルテーション料金に加算しないこととする。

※II群の「③選択理論普及のための活動」によって資格申請をする場合は、その内容が、選択理論心理学の普及啓発の活動として適切かどうか、コンサルタントに内容を確認してもらい、承認を得る必要である。その際に、既定のコンサルテーション料金を支払うこと。

(5)更新費・補講料と振込先

1)更新費:全資格 10,000円

2)更新時期猶予のための補講料Ⅲ-(9)参照:全資格 10,000円 (更新費は別途支払うこと)

3)更新費の振込先

銀行名「ゆうちょ銀行」

名義「日本選択理論心理学会」

口座番号「00140-1-569110」

(通信欄に「(資格名)の更新費(もしくは補講料)」と記載のこと)

ゆうちょ銀行の口座に他銀行からお振り込みする場合

ゆうちょ銀行 〇一九(ゼロイチキュウ)支店 当座預金「0569110」「日本選択理論心理学会」

4)払い戻しについて

一度振り込んだ後の更新費・補講料の払い戻しは基本的に認めない。ただし、学会側の不備、もしくは、やむをえない事由があった場合に限り、払い戻しを行う場合もある。

(6)複数の資格保有について

複数の資格保有は、以下の通りとする。

- ・可 「現実療法認定カウンセラー」+「選択理論心理士」
- ・可 「現実療法認定カウンセラー」+「准選択理論心理士」
- ・不可「選択理論心理士」+「准選択理論心理士」

(7)資格有効期限について

「現実療法認定カウンセラー」「選択理論心理士」「准選択理論心理士」ともに資格更新は5年間とし、資格保有期間に関しては以下のように定める。

1)審査日と資格有効期限について

「20XX年1月1日～20XX年12月31日まで」の期間に、審査を受け合格した者は、「20XX+1年1月1日～20XX+5年まで(5年間)」を資格有効期限とする。

2)ペンディング等の合格について

ペンディング等により、合格の時期が遅れた者は、当該年度に審査・合格した者と同じ年度に合格したものとみなし、期限もそれに合わせることにする。

(8)資格保持／更新に関するその他の規定について

資格取得者の中で、資格保持者として不適切な言動があると疑われる場合、資格更新期限が近付いている、近付いていないにかかわらず、倫理委員会または資格審査委員会によって審議され、その旨の通達がある。その際には、倫理委員会または資格審査委員会の指示に従うこと。

1)資格保持者として不適格と考えられる要素

- ①著しい外的コントロールの言動が見られる場合
- ②「対人関係」でトラブルが多く見られる場合
- ③著しく本学会や所持資格の品位を落とすような言動が見られる場合
- ④選択理論の学びが十分でないと判断した場合
- ⑤名刺やホームページなどに、正式名称ではない表記をしたり、誤解されるような資格表記をしたりしている場合
- ⑥資格保有期限が過ぎている(もしくは資格停止・資格剥奪)にもかかわらず、名刺やホームページなどに継続して資格表記している場合
- ⑦その他、資格保持者として相応しくないと判断された場合

2)倫理委員会及び資格審査委員会から連絡があった場合

- ①警告、訓告、勧告、処分などの処置について、必要に応じて倫理委員会または資格審査委員会によって話し合いが持たれる。
- ②場合によっては、資格停止、更新不可、資格剥奪、退会勧告等の処置を取る場合がある。
- ③更新の際、規定のポイントを取得していても、倫理委員会または資格審査委員会からの通達条件を満たしていない場合は、更新が認められない。

(9)更新時期猶予制度について

資格更新の意志はあるが、資格更新ポイントが足りずに更新ができない場合、更新時期猶予措置がある。資格保有期限が過ぎてから1年以内を資格猶予期間とし、その期間中に以下の4つの条件をすべて満了した場合、更新が認められる。その場合の資格保有期限は、更新時期猶予措置を利用せずに更新を行った場合と同じ期限になる。資格猶予期間に4つの条件を満了出来ない場合は、資格失効となる。

1)認定 NPO 法人日本リアリティセラピー協会主催集中基礎講座の聴講

1年以内に集中基礎講座を聴講すること。聴講の際には、認定 NPO 法人日本リアリティセラピー協会事務局と、講座主催者に了解を得てから聴講を行うようにすること。必ず全日程での聴講を行うこと。聴講後、「更新時期猶予願い」に講師のサインをもらうこと。聴講を行うと、I群2P、II群2Pのポイントがそれぞれ加算され、不足ポイントに充当することができる。

2)不足ポイント分の取得

1)の集中講座聴講によるポイントを得ても、資格更新ポイントが不足している場合、資格停止期間中に不足ポイント分を取得すること。なお、資格停止期間中に取得したポイントを、次の更新ポイントに転用することは不可とする。

3)レポートの提出

学会事務局より指定のレポート用紙を取り寄せ、それに記入すること。

4)更新手続き

1)~3)までの条件の満了後、「更新時期猶予願い」に不足ポイント分を取得したことを証明するものと、レポートを添付して学会事務局まで送り、更新料及び補講料を振り込むこと(Ⅲ-(5)参照)。

(10)その他

資格に関するその他の規定は以下の通りとする。

1)資格登録及び継続は学会員であることが前提であり、学会員でなくなった者は、その時点で資格登録を抹消する。

2)認定証を紛失した場合は、再発行する。再発行料は1,500円とする。振込先は、Ⅲ-(5)参照のこと。

3)准選択理論心理士資格を有する者が、選択理論心理士資格を取得した場合は、選択理論心理士のみの登録とする。

IV.資格取得後の活動について

(1)「選択理論ワンデーセミナー」の講師としての活動

選択理論心理士有資格者は、「選択理論ワンデーセミナー」の講師になることができる。講師として活動するには、以下の5つの条件が必要である。管轄としては、認定 NPO 法人日本リアリティセラピー協会の担当となる。

- 1)本学会の正会員であること。
- 2)認定 NPO 法人日本リアリティセラピーの正会員であること。
- 3)選択理論心理士面接審査(二次審査)の合格通知を受領後に、WGI 認定ファカルティ(シニアインストラクター、基礎インストラクター、プラクティカムスーパーバイザー) が講師一人で開催する「選択理論ワンデーセミナー」(不定期開催)を受講すること。
- 4)資格審査委員会が指定する、選択理論心理士の資質向上に関する動画(※)を見ること。
(※)動画視聴については、選択理論心理士合格後に資格審査委員会より連絡する。
- 5)認定 NPO 法人日本リアリティセラピー協会ホームページ「協会員専用」ページ内にある「選択理論ワンデーセミナー マニュアル」を必読すること。

(2)資格取得者の啓発活動について

各資格取得者とも、重要な役割の一つとして、選択理論心理学の普及・啓発活動が挙げられる。以下の方法が一例として考えられるので、それぞれ可能な範囲で実践すること。なお、以下に関しては、資格取得者でなければ実践できないということではない。

1)集中講座の主催

以下の3つの条件を満たしている場合、認定 NPO 法人日本リアリティセラピー協会主催 集中講座の主催者になることができる。認定 NPO 法人日本リアリティセラピー協会ホームページ「協会員専用」ページ内にあるマニュアルを参照すること。

- ① 本学会の正会員であること。
- ② 認定 NPO 法人日本リアリティセラピー協会の正会員であること。
- ③ 認定 NPO 法人日本リアリティセラピー協会主催 集中基礎講座を受講していること。

2)「選択理論ワンデーセミナー」の主催

選択理論心理士は、ワンデーセミナーの主催者になることができる。「選択理論ワンデーセミナー」の開催については、認定 NPO 法人日本リアリティセラピー協会ホームページ「協会員専用」ページ内にあるマニュアルを参照すること。

3)日常生活での啓発活動

日常生活で関わる周りの人に、選択理論を用いて様々な活動・宣伝をすること等。

(3)その他

本学会及び、認定 NPO 法人日本リアリティセラピー協会では、適宜、資格取得者の活躍の場を提供したいと考えているので、選択理論心理学普及に関して活動を継続すること。

V.付則

2009年7月26日制定

2009年9月1日施行

2010年1月21日改定

2010年4月18日改定

2010年12月12日改定

2011年10月2日改定

2013年12月1日改定

2015年4月26日改定
2015年12月13日改定
2016年2月7日改定
2016年12月18日改定
2017年6月18日改定
2019年7月21日改定
2020年4月26日改訂
2020年12月6日改定
2022年2月6日改定
2022年12月4日改定